（飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第二条　飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号及び第二号中「第四号」の下に「及び第二十一条第四項第五号」を加え、同項第三号中「次号」の下に「及び第二十一条第四項第五号」を加え、同項第四号中「環境要素」の下に「（第二十一条第四項第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）」を加える。

第二十一条第四項に次の一号を加える。

五　一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ　放射線の量

第二十二条第一項に次の一号を加える。

七　前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

放射線の量（建設工事に伴う副産物に係るもの）	切土工等又は既存の工作物の除去	
		一　予測の基本的な手法 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 二　予測地域 対象鉄道建設等事業実施区域 三　予測対象時期等 工事期間

別表第二の備考に次のように加える。

九　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第一を次のように改める。

別表第一　参考項目（第二十一条関係）

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				造成等の施工による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	飛行場の存在	航空機の運航	飛行場の施設の供用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物		○	○		○	○
			粉じん等	○		○			
		騒音	騒音		○	○		○	
		振動	振動		○	○			
	水環境	水質	水の汚れ						○
			土砂による水の濁り	○					
		土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質				○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地				○	○	
	植物		重要な種及び群落				○		
	生態系		地域を特徴づける生態系				○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物	○					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量		放射線の量	※○	※○	※○			